

# 高齢者虐待防止指針

令和6年9月1日

りのあいびい訪問看護リハビリステーション  
虐待防止委員会

## (責務)

我々は高齢者の福祉に業務上かんけいのある者として、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し虐待の早期発見に努めることとする

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動と高齢者の保護のための施策に協力するように努める。

## (基本的視点)

1. 虐待の発生予防、高齢者の生活の安定まで継続的な支援
2. 高齢者自身の意思の尊重
3. 虐待を未然に防ぐ積極的アプローチ
4. 虐待の早期発見、早期対応
5. 養護者の支援
6. 関係機関との連携、協力

## (留意事項と行動)

1. 虐待に関する自覚の確認  
高齢や本人や養護者の虐待に関する自覚の有無に関わらず客観的に虐待の疑いがある場合には対応する
2. 高齢者安全確保の優先  
入院や措置入所など緊急保護が必要と判断した時は本人の安全確保を優先する
3. 迅速な対応の意識  
虐待が深刻化する前に常に迅速な対応を意識しておく
4. 組織的対応  
担当一人の判断ではなく、組織的に複数の職員での対応を原則とする
5. 関係機関との連携  
高齢者虐待防止ネットワークの活用や事例に対する援助内容の決定と共に定期的なモニタリングを実施する

## 1・基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする

## 2．虐待の定義

- (1) 身体的虐待・・・暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える、またはその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること
- (2) 介護、世話の放棄や放任（ネグレクト）・・・意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させること
- (3) 心理的虐待・・・脅しや侮辱などの言葉や、威圧的な態度・無視・嫌がらせなどによって、利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること
- (4) 性的虐待・・・利用者にわいせつな行為をすること。また利用者にわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待・・・利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

## 3．虐待防止に関する検討会の実施

- (1) 本事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする
- (2) 委員会の委員長は松原が務める
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師、療法士とする
- (4) 委員会は年に1回程度、身体拘束適正化検討委員会と併せて委員長の招集により開催する
- (5) 委員会の審議事項は次の通りとする
  - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
  - ② 虐待防止のための指針、マニュアルなどの整備に関すること
  - ③ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
  - ④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
  - ⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

## 4．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は基礎的内容

などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする

- (2) 研修は年 1 回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を行う
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿などを記録し保存する

## 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は速やかに市に報告するとともにその要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は役職などを問わず厳正に対処する
- (2) 緊急性の高い事案の場合は市及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する

## 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員などから虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する
- (2) 利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める
- (3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し速やかな解決につながるよう努める
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日ごろから虐待の早期発見に努めなければならない
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する
- (6) 必要に応じて事実を公表し、関係機関などに説明を行う
- (7) 虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応する

## 7. 成年後見制度の利用支援利用者およびその家族に対して利用可能な権利擁護事業などの情報を提供し、必要に応じて社会福祉協議会、市の関係窓口を案内するなどの支援を行う

## 8. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待などの苦情相談については、苦情受付担当は内容を管理者に報告する
  - (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する
  - (3) 相談受付後の対応は「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」によるものとする
  - (4) 対応の結果は相談者にも報告する
9. 利用者などに対する指針の閲覧従業員、利用者およびその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるように事務室に備え付けることとする。事業所ホームページにも公開する
10. その他虐待防止推進のために必要な事項権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

この指針は令和6年9月1日より施行する